**滋賀県介護職員実務者研修代替職員確保事業費補助金Ｑ＆Ａ**

**【R5.4.1】**

**《補助対象となる職員等》**

|  |
| --- |
| １　滋賀県外に法人本部がありますが、滋賀県内の事業所で雇用する職員が受講する場合は補助対象となりますか。 |

（答）補助対象となります。

＊県外に本部がある法人であっても、県内に所在する補助対象事業所の職員が受講する場合は対象となります。

＊県内に本部がある法人であっても、県外の事業所で働く職員が受講する研修については対象となりません。

|  |
| --- |
| ２　直接介護業務に従事していない事務職員等が研修を受講する場合の代替職員の配置も補助対象となりますか。 |

（答）現任の介護職員ではない事務職員等の研修受講にかかる代替職員の配置は、補助対象とはなりません。

|  |
| --- |
| ３　補助対象となる代替職員は、補助金交付決定以後に雇用しなければなりませんか。 |

（答）補助金交付決定前に雇用した職員であっても、正規雇用職員ではない臨時的職員等であれば、代替職員として配置することができます。

|  |
| --- |
| ４　研修期間中に研修受講職員が途中退職した場合等、研修を最後まで受講できなかった場合でも、補助対象となりますか。 |

（答）研修受講職員の途中退職等、事業所の責に帰さない事由によって研修を最後まで受講できなかった場合は、研修派遣を中止するまでの代替職員配置日が補助対象となります。その場合、実績報告書には修了証明書に代えて研修の受講状況等についての申立書等（様式任意）を添付してください。

|  |
| --- |
| ５　研修を最後まで受講したが、修了試験に合格できず修了とならなかったような場合でも補助対象となりますか。 |

（答）修了試験の不合格等によって研修を修了できなかった場合でも、代替職員を配置した日については、補助対象となります。その場合、実績報告書には修了証明書に代えて研修の受講状況等についての申立書等（様式任意）を添付してください。

|  |
| --- |
| ６　補講や追試等、通常の研修カリキュラムにはない研修の受講が必要となった場合、その補講等の当日に代替職員が勤務した時間も補助対象になりますか。 |

（答）補講、追試等の通常の研修カリキュラムに含まれない時間は、代替職員が勤務したとしても補助対象となりません。

|  |
| --- |
| ７　通信課程の実務者研修で、通信のカリキュラムは昨年度中に既に開始していますが、代替職員を配置するスクーリング期間が今年度となっている場合、補助対象となりますか。 |

（答）通信課程の研修の場合など、研修カリキュラムが交付申請前に開始されている場合であっても、代替職員の配置対象となるスクーリング期間が補助金交付決定後になるのであれば、補助対象となります。

|  |
| --- |
| ８　認知症ケアに携わる介護従業者の研修とは、具体的にどのような研修が含まれますか。 |

（答）認知症ケアに携わる介護従事者の研修には、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践リーダーフォローアップ研修および認知症介護指導者養成研修が含まれます。

|  |
| --- |
| ９　通信課程を含む研修であって、通信学習期間中に職員が自宅学習のために休暇を取得した場合、その日に代替職員を配置すれば補助対象となりますか。 |

（答）通信学習期間中の自宅学習のための代替職員の配置は補助対象となりません。補助対象となるのは現に職員を研修に派遣するスクーリング等の期間のみです。

|  |
| --- |
| 10　研修受講職員が公休日や有給休暇取得日等、もともと勤務予定がない日に研修を受講した場合、その日に代替職員を配置すれば補助対象となりますか。 |

（答）研修受講職員の公休日や有給休暇日等、研修受講職員がもともと勤務する予定がない日については、代替職員を配置しても補助対象となりません。

|  |
| --- |
| 11　１名の介護職員を研修に派遣するにあたり、２名以上の臨時職員を交代で代替職員として充てることは可能ですか。 |

（答）１名の研修派遣職員に対し複数の臨時職員を交代で代替職員に充てることも可能です。ただし、同一の時間帯に代替職員と見なすことができるのは１名とします。

**《補助対象経費》**

|  |
| --- |
| 12　補助金交付申請時に提出した事業計画における時給単価よりも高い時給単価により代替職員を雇用した場合、補助金は実際の時給単価に基づいて計算した金額が交付されますか。 |

（答）補助金は当初の交付申請時に提出した事業計画に基づいて決定された補助金交付決定額までしか交付されません。なお、補助対象経費の上限額はそれぞれの派遣職員について算定した交付申請時の対象経費支出予定額に基づき適用します。

|  |
| --- |
| 13　補助金交付申請時に提出した事業計画における代替職員の勤務予定時間数を超えて勤務した場合、補助対象時間は実際の勤務時間に基づいて計算した金額が交付されますか。 |

（答）補助対象時間は当初の交付申請時に提出した事業計画に基づいて決定された補助金交付決定額までしか交付されません。なお、上限額はそれぞれの派遣職員について算定した交付申請時の対象経費支出予定額に基づき適用します。

|  |
| --- |
| 14　補助金の対象となる基本賃金に相当する手当とは何ですか。 |

（答）毎月決まって支払われる賃金に一定額の上乗せを行うことにより実質的に賃金の改善を図っているもの（資格手当等）を想定しています。ただし、臨時に支払われるものや１月を超える期間ごとに支払われるもの（賞与等）のほか、所定内労働を超えて勤務した場合に支払われる割増賃金やその他の条件により支給される家族の扶養手当、住宅手当および被服手当等は除きます。

|  |
| --- |
| 15　実質的に賃金の改善を図っているものとして処遇改善手当が考えられますが、補助対象に含まれますか。 |

（答）介護報酬である介護職員処遇改善加算は、補助対象に含まれません。（介護報酬と補助金と、重複して受け取ることは認められません。）よって、介護職員処遇手当が賃金に上乗せされている場合は、手当分を除いて申請するようにしてください。

|  |
| --- |
| 16　補助金の対象となる代替職員の勤務予定時間数を計算したところ、１時間未満の端数があるのですが、交付申請書にはどのように記載すればよいですか。 |

（答）代替職員の勤務時間数の計算にあたっては、１時間未満の端数も含め、現に賃金の対象となる勤務時間数（休憩時間を除く。）により計算してください。

|  |
| --- |
| 17　代替職員が研修派遣職員に代わって夜勤をした場合、補助対象時間はどのように計算しますか。 |

（答）当該勤務時間を研修派遣日における勤務時間とみなして計算します。ただし、夜勤が連続する場合には、いずれか一方の勤務時間のみを補助対象として計算します。

**《申請手続き》**

|  |
| --- |
| 18　いつまでに申請すればよいですか。 |

（答）原則として事業開始（代替対象職員の研修派遣の初日）の１月前までに申請書を提出してください。事後に申請があった場合には補助金の対象とできませんので、御注意願います。

　　　また、研修開始の直前に職員の研修派遣が決まった場合など、１月前の申請が困難な場合は、研修受講申込後、速やかに申請してください。（その場合であっても、申請日は研修派遣日以前としてください。事後に申請があった場合は、補助金の対象となりません。）

|  |
| --- |
| 19　交付決定がありましたが、補助金はいつ振り込まれますか。 |

（答）事業完了（代替勤務にかかる賃金等の支出後）30日以内または令和５年４月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。県において実績報告書を確認し、額の確定を通知した後、補助金を支払います。事業計画段階での概算払いは行いません。

**《お問合せ先》**

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課介護・福祉人材確保係

〒520-8577　大津市京町四丁目１－１

電話番号：077-528-3597／FAX：077-528-4851

e-mail　：ed00@pref.shiga.lg.jp

※電話でのお問い合せは県庁の執務時間内（12:00～13:00を除く）にお願いします。

※メールでのお問い合せの際には、タイトルに「介護職員研修受講支援事業費補助金」にかかる質問である旨明記してください。